

海底火山噴火により噴出した漂流・漂着軽石に関する意見書

今年8月、小笠原諸島の海底火山「福德岡ノ場」で発生した国内最大クラスの噴火により、大量の軽石が噴出され、海流の影響で西へ移動し、10月上旬以降、沖縄県や鹿児島県の奄美地方などに次々と漂流・漂着している。特に県内各地の海岸は海面がコンクリートを流し込んだかのような灰色の状態になっており、漁業や観光業等へ大きな影響を及ぼしている。

沖縄県の10月25日の調査によると、船舶の故障等のトラブルを懸念して出漁自粛をしている船は北部地域に多く、同地域の登録漁船718隻のうち362隻と半数を占めた。また近海の養殖場では餌と間違えて飲み込んだ魚が大量死するなど、被害は甚大である。

さらに、漂流軽石に覆い尽くされた海岸は異様で、沖縄観光の目玉である海の景観悪化によりホテルの宿泊やマリンレジャー体験等のキャンセルが相次ぎ、新型コロナウイルスで落ち込んだ観光業にさらなる追い打ちとなるなど、各方面への影響は計り知れない。

第11管区海上保安本部の中城海上保安部によると、10月23日には沖縄県糸満市喜屋武岬の約55キロメートルの海上を航行中の巡視艇「しまぐも」が漂流していた軽石をエンジンの冷却装置に吸い込み、航行できなくなるなど、今後の海上保安庁の海難救助・警備等の業務にも支障を来すことが懸念される。

当市においても屋我地島、稲嶺、源河等の海岸で大量の軽石が打ち上げられているのが確認されており、今後回復に一、二年かかるとの見方もある中、その影響を考えると、早急かつ継続的な対応が求められている。

よって、当市議会は下記の事項についての対応を求める。

記

- 1 漂流・漂着軽石の現状把握とともに漂着経路の予測を行い、漂着場所を集約し、今後の被害を最小限に抑える対策を行うこと。
- 2 災害関連の補助金等を利活用し、軽石の回収を行うこと。
- 3 被害状況を調査し損害を被った個人や事業者への補償制度を創設すること。
- 4 国と県は連携を強化し、問題解決に臨むこと。
- 5 海上保安庁による海難救助・警備等の業務に支障が生じないよう特段の配慮をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月28日

沖縄県名護市議会

宛先 内閣総理大臣、内閣官房長官、国土交通大臣、農林水産大臣、
沖縄北方対策担当大臣、沖縄県知事